

非公式訳
首相府規制
仏暦 2565 年 (2022 年)

件名：ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する

裕福または才能のある外国人および合法的な配偶者または子供、並びに海外映画撮影集団のスタッフである外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく長期滞在ビザ (long-term resident visa : LTR Visa) を対応するために、移民法および外国人労働者管理法に従いビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターで申請できるようビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの手続きを変更することを目的として、仏暦 2540 年 (1997 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制の改定増補が適当であるため、

仏暦 2534 年 (1991 年) 国家行政規則法第 11 (8) 条に基づき、首相は内閣の同意を得、以下のように規制を発令する。

第 1 項 本規制は「仏暦 2565 年 (2022 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制 (第 7 版)」という。

第 2 項 本規制は、官報に掲載された日の翌日より施行される。

第 3 項 仏暦 2561 年 (2018 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制 (第 6 版) に従い改定増補された仏暦 2540 年 (1997 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制の第 4 項「申請者」の定義に (9/2) および (9/3) として次の内容を追加する。

「(9/2) 富裕外国人とは、内閣の同意に従い投資委員会事務局が定めた基準および条件に基づき資格を有し、かつ禁止行為をしていない裕福な地球市民、裕福な年金受給者、タイを拠点に働きたい者、および高度なスキルを持つ専門家、並びに富裕外国人の合法的な配偶者および合法的な 20 歳未満の子供である。

(9/3) タイ映画映像審査委員会により王国内での海外映画製作が許可され、かつ観光・スポーツ省観光局のタイにおける海外映画製作促進措置に基づきタイでの映画製作に使用される外国投資である証明を取得した海外映画撮影集団のスタッフである外国人。」

第 4 項 仏暦 2540 年 (1997 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制の第 5 項の第 2 段落および第 3 段落の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「投資委員会長官が投資委員会事務局所属の 1 人の公務員をセンター長に任命する。センター長は、センターの業務を効率的かつ明確かつ透明に管理監督する義務を負う。

センター長は、センター長により委ねられた業務の遂行を支援するために、センターの係員をセンター副長として任命することができる。」

第 5 項 仏暦 2561 年 (2018 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制 (第 6 版) に従い改定増補された仏暦 2540 年 (1997 年)

ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制の第 8 項の (6) の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「(6) 入国管理局のスタンプの修正および取消の申請」

第 6 項 仏暦 2561 年 (2018 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制 (第 6 版) に従い改定増補された仏暦 2540 年 (1997 年) ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの設立に関する首相府規制の第 9 項の第 2 段落の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「第 1 段落の場合においては、スマートビザ (Smart Visa) 取得の資格証明の申請および裕福なまたは才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく長期滞在ビザ (Long - Term Resident Visa: LTR Visa) 取得の資格証明の申請である場合、資格証明機関の担当官は、投資委員会事務局が内閣の同意を得た上で定めた基準に従った申請者の資格の確認・審査を申請書受領日より 30 営業日以内完了すること。」

発布日 : 仏暦 2565 年 (2022 年) 8 月 31 日

陸軍大将 プラウイット・ウォンスワン

(プラウイット・ウォンスワン)
首相代行を務めている副首相